

障害福祉サービス

2-1 障害福祉サービス等の種類と対象者 図 知 精 難

窓口：障がい福祉課（電話 53-4056 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

（1）障害福祉サービス（介護給付）

障がいの程度（障害支援区分）が一定以上の方は、生活上必要な支援を受けることができます。利用するには、障害支援区分認定のほか、一定の要件が必要となるものがあります。

種類	内容	対象者	支給決定期間
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 身 知 精 難 児	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助など生活全般にわたる支援を行います。	区分1以上 1か月～1年
	重度訪問介護 身 知 精 難 児	重度の肢体不自由、重度の知的障がい又は精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、家事援助など生活全般にわたる支援や、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。	区分4以上 1か月～1年
	同行援護 身 知 精 難 児	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出時に同行して必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の支援などを行います。	視覚障がい者（児） 1か月～1年
	行動援護 身 知 精 難 児	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。	区分3以上 1か月～1年
	重度障害者等包括支援 身 知 精 難 児	常に介護を必要とする方に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、自立生活援助、共同生活援助など複数のサービスを包括的に提供します。	区分6 1か月～1年
	短期入所（ショートステイ） 身 知 精 難 児	自宅で介護をする方が病気の場合などで、短期間、施設への入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。	区分1以上 1か月～1年
日中活動系サービス	療養介護 身 知 精 難 児	病院等への長期の入院による医療的ケアと常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活に必要な支援を行います。	区分5以上 1か月～3年
	生活介護 身 知 精 難 児	常に介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。	区分3以上 *50歳以上は区分2以上 1か月～3年
居住系サービス	施設入所支援 身 知 精 難 児	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する日常生活上の支援を行います。	区分4以上 *50歳以上は区分3以上 1か月～3年

(2) 障害福祉サービス（訓練等給付）

障がいがある方は、就労や身体機能の回復のための訓練を受けることができます。利用するには、障害支援区分認定のほか、一定の要件が必要となるものがあります。

種類		内容	支給決定期間
日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練） 身 知 精 難 児	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持や向上のため一定の支援が必要な方に、障害福祉サービス事業所又は自宅において、理学療法、作業療法等のリハビリテーションなどの支援を行います。	1年6か月以内を標準 ※当初は最長1年
	自立訓練（生活訓練） 身 知 精 難 児	地域生活を営むうえで、生活能力の維持や向上のため一定の支援が必要な方に、障害福祉サービス事業所又は自宅において、入浴、排せつ、食事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練などの支援を行います。	2年以内を標準 ※当初は最長1年
	宿泊型自立訓練 身 知 精 難 児	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に、一定期間、居住の場を提供するとともに、生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援を行います。	2年以内を標準
	【新設】就労選択支援 ※令和7年10月～ 身 知 精 難 児	就労を希望する方に、短期間の生産活動等の機会を通じて、就労に関する適正、能力等の評価、整理を行い、適切な支援のために必要な連絡調整、情報の提供、助言等を行います。	1か月を標準
	就労移行支援 身 知 精 難 児	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	2年以内を標準
	就労継続支援A型（雇用型） 身 知 精 難 児	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	1か月～3年
	就労継続支援B型（非雇用型） 身 知 精 難 児	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	1か月～3年
訪問系サービス	就労定着支援 身 知 精 難 児	一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、社会生活上の問題に関する相談・助言など必要な支援を行います。	3年以内
	自立生活援助 身 知 精 難 児	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問したり相談対応等により、日常生活を営むうえでの問題を把握し、必要な情報の提供及び助言又は相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。	1年
サービス 居住系	共同生活援助（グループホーム） 身 知 精 難 児	共同生活を営む住居（グループホーム）において、65歳未満の方に、主として夜間、相談、入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活上の援助を行います。	1か月～3年 ※入浴、排せつ、食事等の介護を希望する方は障害支援区分の認定が必要

(3) 地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付によるサービスとは別に、地域での生活を支える事業です。

種類	内容	対象者
移動支援 ① ② ③ ④ ⑤	屋外での単独移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上、必要不可欠な外出に同行し、外出先や移動中に必要な支援を行います。	・全身性障がい者（児）（肢体不自由の程度が1級に該当し、両上肢及び両下肢の機能の障がい有する方） ・視覚障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）
日中一時支援 ① ② ③ ④ ⑤	日常的に介護を行っている家族の一時的な休息の確保を図るため、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中活動の場の提供や日常的な訓練等を行います。	身体、知的又は精神障がいがある方
訪問入浴サービス ① ④ ⑤	自宅で入浴が困難な方に、移動浴槽を持って訪問し、入浴サービスを提供します。申請には、所定の診断書と誓約書が必要です。	肢体不自由の程度が1級に該当し、家庭等の入浴設備では入浴困難な方で、65歳未満の方

(4) 障害児通所支援

障がいのある児童を対象として、個々の発達を促すための療育を受けることができます。

種類	内容	対象者
児童発達支援 ① ② ③ ④ ⑤	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	未就学の障がい児
医療型児童発達支援 ① ② ③ ④ ⑤	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援や治療を行います。	肢体不自由がある障がい児
放課後等デイサービス ① ② ③ ④ ⑤	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等に就学している障がい児
居宅訪問型児童発達支援 ① ② ③ ④ ⑤	自宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児など外出が著しく困難な障がい児
保育所等訪問支援 ① ② ③ ④ ⑤	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育園等に通う障がい児

(5) 地域相談支援

障がい者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着支援を行います。

種類	内容	支給決定期間
地域移行支援 ① ② ③ ④ ⑤	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	6 か月以内
地域定着支援 ① ② ③ ④ ⑤	自宅において単身で生活している方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問など必要な支援を行います。	1 年以内

(6) 計画相談支援・障害児相談支援

サービス利用者の利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

種類	内容	対象者
計画相談支援 ① ② ③ ④ ⑤	本人や家族と面接のうえ、サービスの利用計画を作成します。また、サービス利用開始後に、サービス等利用計画が適切かどうか定期的にモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。	介護給付又は訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する 18 歳以上の方
障害児相談支援 ① ② ③ ④ ⑤		障害児通所支援を利用する 18 歳未満の方

《相談支援とは》

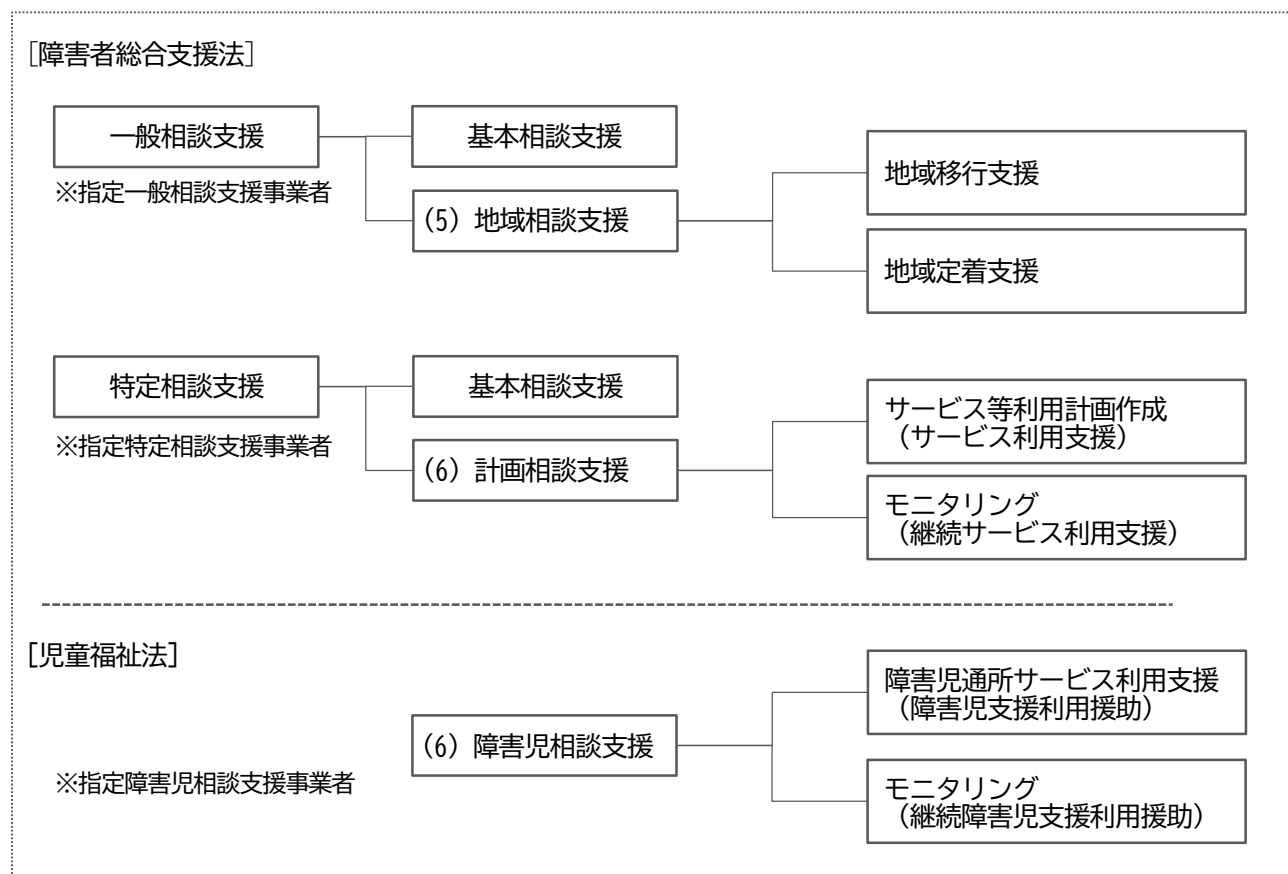
相談支援には、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援（障害児相談支援）の 3 つがあります。

基本相談支援	地域で生活するうえで困っていることや障害福祉サービスの利用の相談など、障がいのある方やその家族、障がい児の保護者などからのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、障がい者本人と松阪市や障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行います。
地域相談支援	上記の（5）
計画相談支援 （障害児相談支援）	上記の（6）

これらの相談支援を提供する事業所は、三重県が指定する指定一般相談支援事業者と松阪市が指定する指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者があります。

相談支援の体系を図示すれば、次のとおりとなります。

《相談支援の体系図》



【相談支援事業所・障害福祉サービス事業所の一覧】

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの指定事業所は、下記のホームページでご覧いただけます。また、①については、事業所一覧表を窓口で配布しています。

① 市内の指定事業所（松阪市ホームページ）

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/zigyousho.html>

松阪市 障がい福祉サービス事業所 検索

② 県内の指定事業所（三重県のホームページ）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500006642.htm>

三重県 障がい福祉サービス事業所 検索

③ 全国の指定事業所（WAM NET 福祉・保健・医療総合情報サイト）

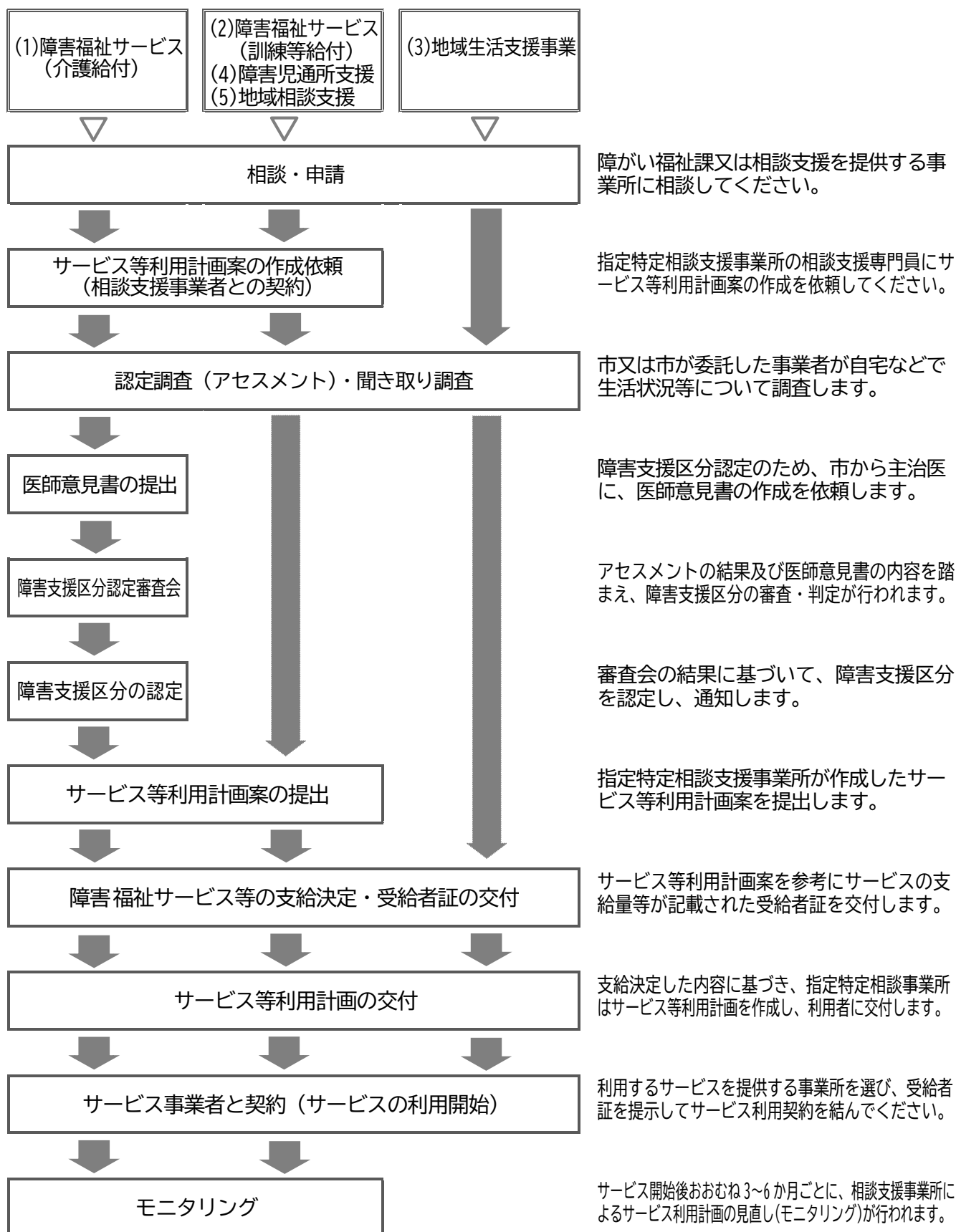
<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>

全国 障がい福祉サービス事業所 検索

2-2 障害福祉サービス等の利用手続き

窓口：障がい福祉課（電話 53-4056 FAX 26-9113）又は各地域振興局地域住民課

【障害福祉サービスの利用の流れ】



【利用者負担】

食費、居住費等の実費負担分を除いて、原則として1割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況等により負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

《障がい者の負担上限月額》

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス利用時の負担上限月額	入所施設、グループホーム利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市民税所得割 16万円未満	9,300円	37,200円
一般2	市民税所得割 16万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳以上（施設入所の18歳及び19歳を除く）の場合は、「本人」又は「本人と配偶者」を世帯の範囲とする。

《障がい児の利用者負担》

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス利用時の負担上限月額	入所施設利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市民税所得割 28万円未満	4,600円	9,300円
一般2	市民税所得割 28万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳未満（施設入所の18歳及び19歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の範囲とする。

【利用者負担の軽減措置】

項目	軽減措置の概要	対象者
高額障害福祉サービス等給付費	同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担額が基準額を超える場合は、申請により超えた額が還付されます。	すべての利用者 ※対象者には市から通知します。
	65歳到達前に一定期間にわたって居宅介護や短期入所などの介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを利用していた障がい者が、これに相当する介護保険サービスを利用した場合に、利用者負担が軽減される場合があります。	生活保護又は市民税非課税で一定の要件を満たす方 ※対象者には市から通知します。
通所施設などの食費負担の軽減（食事提供体制加算）	食費実費負担について、食材料のみの負担となるよう軽減されます。ただし、その額は、施設により異なります。	・通所施設利用者 ・(所得区分)生活保護、低所得、一般1

項目	軽減措置の概要	対象者
施設入所者の軽減措置（補足給付）	一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。	・ 20 歳以上の施設入所者 ・ (所得区分) 生活保護、低所得
	保護者が子どもを養育する世帯と同じくらいの負担となるよう、食費や光熱水費の負担が軽減されます。	・ 20 歳未満の施設入所者
	月額 1 万円を上限として家賃が軽減されます。	・ グループホーム利用者 ・ (所得区分) 生活保護、低所得
医療型個別減免	年齢及び収入に応じて障害福祉サービス費、医療費及び食事療養費の負担上限月額が設定されます。	・ 療養介護利用者 ・ (所得区分) 低所得
生活保護移行防止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費が軽減されます。	すべての利用者
多子軽減措置	就学前の障害児通所支援利用児童について、条件によって第 2 子以降の利用者負担額が軽減されます。	未就学児の兄または姉が、保育園等に通園している利用児童の保護者。 ※ ただし、市民税所得割の合計額が 77,101 円未満の世帯の場合は、兄または姉の年齢を問いません。
児童発達支援等の無償化	就学前の障がい児等を支援するため、満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間、就学前の障害児通所支援の利用者負担が無償化されます。	・ 障害児通所支援利用者 ・ 就学前の障がい児で 3～6 歳（その年度の 4/2 時点で 3～5 歳である児童）

※毎年度、所得区分の見直し（世帯・収入等状況の申告）が必要になります。